

# みどり通信

第161号 2009. 2. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX 2活用事例	P8
● 税務	P3	● ニューフェイス	P9
● 生命保険	P5	● これからの研修	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● あとがき	P10
● 損害保険	P7	● 営業カレンダー	P11



1月23日に経営計画発表会を開催させていただきました。

ご参加いただきました当事務所のお客様企業、関係企業のみなさま、  
本当にありがとうございました。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。  
次の内容は、2月4日のホームページ掲載のものからです。

## 『得した気分がキーワード…』

今日のNHKニュースが、企業業績についての久々の明るいニュースを報道していました。それは、マクドナルドとサントリーの業績。共に、キーワードは「得した気分」だそうです。

日本マクドナルドが、今日発表した08年12月期連結決算は、売上高が前期比2.9%増の4063億円、最終利益は58.5%増の123億円といずれも過去最高だった。景気後退に伴う節約志向で外食業界は苦戦が続いている中で、「100円マック」などの低価格メニューの販売が好調だったほか、24時間営業の店舗拡大などで3期連続の增收増益を確保したのが理由。

サントリーは、平成20年12月期の連結中間決算（1～6月）を本日発表。前年同期比で売り上げが2割伸びた「ザ・プレミアム・モルツ」をはじめ酒類事業が好調で、売上高は同2.4%増の7238億円、経常利益は同13.9%増の304億円とそれぞれ過去最高。最終利益も同60.8%増の113億円と增收増益。サントリーのビール事業はザ・プレミアム・モルツが中元用でも3割伸びたほか、5月にリニューアルした「金麦」などの新ジャンルの売り上げを30%以上伸ばしたこと。その一方で、量販店などに還元する販売促進費の効率化を図った結果、酒類全体で69億円の営業増益を確保したそうあります。

両社とも、価格だけではなく、消費者がいかにプラスアルファの付加価値を感じるかがポイントのようです。消費者の心をいかにつかむかが全てのようですね。

ちなみに、私はマックではなくモスバーガー、サントリーではなくキリンが好きでありますですが・・・。

本日の西田先生のブログ(<http://blog.nishida-fumio.com/>)に是非実現してもらいたいなあということが書いてありましたので紹介します。

…どこぞの新聞社で不況の時に読む新聞というのを出してくれないですかね？不況の時この新聞を読めばワクワクしちゃう新聞！不況の時、この新聞を読めばやる気が湧いてきちゃう新聞！不況が楽しくなる新聞…

新聞社の皆さん是非ご検討を・・・

税理士 山 口 昇

## 『“私は運がいい！！”付箋』の贈呈について

このたび、弊事務所ではオリジナル付箋を作成いたしました。

100年に1度という経済環境下ではありますが、逆に言えば100年に1度のチャンスの時であります。

マイナス言葉を言っても業績は好転するどころかかえって社員の士気も低下し、ますます悪化しないとも限りません。このときこそ、プラス言葉を多用し、運やツキを高めることによって業績回復のための社内の士気を高めようではありませんか。

そういう思いから、昨年一昨年と「元氣シール」、「私は運がいいシール」、「私は運がいい飴」を作成し、皆様にご利用いただくために贈呈をさせていただいたところですが、この度、第4弾として「“私は運がいい！！”付箋」を作成いたしましたのでご利用いただければ幸いです。

付箋としてメッセージを記入いただき、そのメッセージを、伝えたい相手にもプラス言葉をあたえ運がつくようにという企画です。

ますますの貴社(貴事業所)の発展を祈念するとともに、弊事務所も全力で支えさせていただく所存ですので今後ともよろしくお願い申しあげます。



山口昇税理士事務所  
所長 山 口 昇

## 確定申告が要件となっている所得控除について

いよいよ、平成20年分の確定申告の時期になりました。年末調整ですべて完結しているよ、という方は問題ありませんが、他にも所得があり確定申告が必要である方、また、確定申告しないと実は損になっているという方が結構いらっしゃいますので、注意が必要です。

特に、所得金額から差し引くことの出来る所得控除のうち、「雑損控除」「医療費控除」「寄付金控除」については確定申告が要件となっています。

以下に簡単にまとめてみたので、心当たりのある方は、ぜひ今一度ご確認をお願い致します。

### 〈雑損控除〉

みなさんがお持ちの生活用資産などについて災害・盗難・横領により損失が生じたものを救済するための控除です。

損害額は時価を基とし、関連して支出した費用も損害金額に含めて計算しますが、逆にこれらの損害について保険金等の受取があれば、そちらを除いた実損害部分で判断します。

控除額は、損害金額から一定の足切額を差し引いて計算します。足切り額は納税者の所得や関連支出の額などを考慮して個別に計算されます。

要件を満たしていれば納税者本人の分だけでなく、配偶者や親族も含めたところで計算することが出来ます。

具体的な対象としては、火災・風水害、空き巣に入られた等だけでなく、シロアリの駆除費用や雪おろしの費用も対象となります。

ただし、最近社会問題となっている、いわゆる「オレオレ詐欺」は、「災害・盗難・横領」ではなく、あくまでも「詐欺」ですので、残念ながら対象とはなりません。

また、他の所得控除とは違い、この雑損控除だけは、その年に控除しきれなかった場合、翌年以降3年間に渡って繰り越して順次差し引くことが可能となっています。

### 〈医療費控除〉

その年に支払った医療費が多かった方の救済を目的とした控除です。

そのため、支払いが要件となっていますので、年末に未払いのままで年を越して、翌年に支払った場合は今回の計算には含めることは出来ません。

(翌年分の申告の際に対象となります。)

対象となる医療費については、法令等で範囲が定められており、「一般的に支出される水準を著しく超えないもの」とされています。したがって、差額ベッド代・個室料金等、対象から除外されるものもあります。また、

インフルエンザの予防接種や診断書作成料も対象とはなりません。

人間ドックの場合は、異常が見つかり、その後の治療との関連性がある場合は対象となります。

最近は法整備により、介護関連でのおむつ代など対象となる物が色々と増えてきていますので、それぞれ要件の確認が必要です。

また、よくご質問をいただくものに、交通費があります。通院に際し、タクシー利用の場合のタクシーディスカウントは対象になりますが、自家用車利用でのガソリン代や駐車料金は対象とはなりません。

控除額は、医療費から足切り額を控除して計算します。この足切り額は一般的に10万円となっていますが、所得の少ない方の場合はこの限りではありません。（おおむね、所得の5%程度が足切りとなります。）なお、控除額については200万円が上限となっています。

また、雑損控除と同じく、実際の負担部分の救済ですので、保険金や入院給付金は差し引きして計算します。（実際の医療費より多くもらっていても他の医療費と相殺して計算する必要はありません。）年末までに治療し支払ったものについて翌年に保険金入金、といったケースは、年ごとではなく、保険金を差し引いて計算します。

## 〈寄付金控除〉

個人の方の積極的な社会支援の推進を、税制面から考慮した控除です。

対象となる寄付金を「特定寄付金」と呼び、法令等で定められています。

控除額は、特定寄付金から足切り額の5千円を差し引いて計算しますが、特定寄付金が所得の40%を超えている場合は、あまりにも多い部分は対象とはなりません。

政党や政治資金団体に対する政治活動に関する寄付で一定のものは、寄付金控除に代えて、税額控除の適用とすることも出来ます。

寄付金控除の最後で触れましたが、所得控除と似て非なるものに、「税額控除」というものがあります。代表的なものとして皆さんご存じであるものとしては、「住宅借入金等特別控除」などがこれにあたります。

「所得控除」は、「所得から差し引き」するもので、その後に残った所得に対して税額を計算することになりますが、「税額控除」は、計算した税額から「税額を控除」します。そのため、同じ「最終税額0円」でも、もともと課税対象所得0円で納税0円の場合と、課税所得と本来の税額はあるものの、税額控除により納税0円となっている場合とがあります。

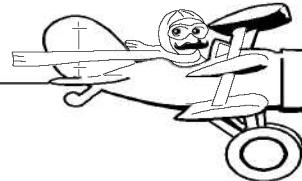
いずれにしても、それぞれ細かい規定やデリケートな問題が含まれておりますので、まずは担当スタッフまでお問い合わせいただきたいと思います。

<西丸 保幸>

# 経営者のための生命保険講座 第 121回

今回のテーマ

定期保険の福利厚生プラン



役員、従業員の福利厚生制度の充実が図れ、弔慰金準備にも最適の【定期保険】。割安な保険料で大きな保障が得られる、定期保険の福利厚生プランについてご紹介いたします。

## 弔慰金資金を確保できます!

- 従業員が万一の際、死亡保険金を弔慰金資金に充てることができます。

## 割安な保険料で大きな保障が得られます!

- 掛け捨ての定期保険のため、割安な保険料で大きな保障が得られます。

## 保険料は全額損金算入できます!

- 保険料の損金算入により、実質負担の軽減が図れます。

関連通達: 法人税基本通達9-3-5/平成8年7月4日付、課法2-3(例規)

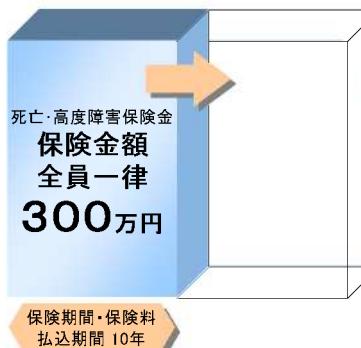
## 団体事務費が受け取れます!

- 保険料の3%を団体事務費としてお受け取りいただけます。  
但し、最低10名以上の方のご加入が必要です。

【ご契約例】45歳男性・20名の場合

ご契約形態	
ご契約者	法人
被保険者	従業員全員
死亡保険金受取人	法人

24,720円



90歳まで  
更新可能

退職時に契約者を個人に  
名義変更することで継続も  
可能です。  
※名義変更時の解約返戻金相当額  
が退職慰労金とみなされます。

税制については、平成20年12月現在の税制によります。なお、税務上の取扱いの詳細につきましては、所轄税務署にご相談ください。

新規従業員の追加加入・退職従業員の解約手続き等のメンテナンスが、福利厚生制度においては重要です。企業発展の土台を築いている従業員のために、生命保険による計画的資金準備をご検討されではいかがでしょうか？具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西 丸 保 幸>

# 一倉定の経営心得シリーズ

その九十八

「若い」ということは抜擢をためらう理由ではなく、  
抜擢を決める理由である。

実力とは年齢とは関係ないのだ。「まだ若い」というのは経験が浅いという意味であることは分かるが、優秀なやつは一年の経験で、普通の人間の三年も五年もの経験、いや十年もの経験と同じことをチャンと学びとっているものだ。

それでも人間的に鍛れがたりないというかも知れないが、それを補つて余りある若さと情熱と馬力があることを忘れないでもらいたいのである。

若さの持つ強みを早く活かしてこそ、優秀な人間は、さらに精彩を放つものである。「若い」ということは抜擢をためらう理由ではなくて、抜擢を決める理由であることを忘れないでもらいたいのである。

## 損害保険

# 事業安心総合保険 ビジネスピたつ(料理飲食業の場合)

### 対象者・特徴

- ◇来訪者・お客様が多く、破損・汚損リスクに対する懸念が多い。
- ◇建物に定着している大きなガラス、屋外設備装置等があり、付保状況を理解していないケースも多い。
- ◇飲食物の提供があるため、食中毒のリスクや接客時のリスク等、一般的に賠償責任保険に加入している事業者の割合は高い。
- ◇外食産業全体は7年連続マイナス成長ではあるが、粗利益率が高いため、休業損害への関心は高い。

### 事故例

#### 火災・水災・破損や汚損などの事故（財物損害の補償）

- ・火災事故により、厨房内の調理機器が延焼し、再購入が必要となった。
- ・床上浸水となる水災が発生し、設備什器や商品が水浸しになった。

#### 各種事故による休業損害（休業損失の補償）

- ・火災や水災事故が発生し、営業復旧までの収益減少による損失（営業利益や人件費など）が発生した。
- ・食中毒の発生により、営業を1週間停止せざるを得なくなり、休業損失が発生した。

#### 店舗内（接客中）の事故（賠償責任の補償）

- ・店内で従業員が誤ってトレイをひっくり返し、お客様にヤケドを負わせてしまった。
- ・厨房でガス爆発が発生し、お客様の死傷事故が発生した。
- ・提供した料理が加熱不十分であったため、食中毒が発生した。

### ポイント

#### 料理飲食業は特に幅広いリスクあり

火災事故等による財物損害の補償はもちろん、休業損失の補償、早期復旧のための営業継続費用、各種費用負担等、さまざまなリスクが連鎖的に発生します。

また、日常営業活動にも、来訪者による破損、売上金の盗難、構内にある屋外設備装置等の破損、接客時の賠償事故等、幅広いリスクが考えられます。

### 「ビジネスピタット」なら！

幅広いリスク（財物損害・休業損失・賠償責任等）を1契約でカバーします。  
企業の幅広いリスクに対応できる補償を準備しています。

# FX2活用事例 2009年 第1回 FX2の「生産性分析」機能をご存じですか！？

## M社の概要

業種：レストラン経営 店舗数：2店舗（フレンチレストラン、ステーキ屋）

M社は経理担当者が毎日現預金出納帳を記帳していましたが、社長は売上しか見ておらず、経理担当者に任せっきりでした。しかしながら、経理にあまり関心がなかったM社社長も、前期決算が増収減益となつたことをきっかけにFX2を導入しました。

今ではFX2で、**店舗毎に部門管理**し（43 部門別利益管理表）、更に生産性分析機能を利用し、1テーブルあたりの**管理**を行うことによる業績管理体制を構築することができました。

それにより、**具体的な行動計画を立てて利益が出る体质にしようと日夜励ま**れています。

The screenshot displays the FX2 software interface with multiple windows open. On the left, there's a 'Report List' window showing various financial reports like '取引別売上日報' (Sales by Transaction Date) and '部門別業績報告書' (Departmental Performance Report). In the center, a main window shows a grid of financial data with columns for '項目' (Item), '当期' (Current Period), '構成比' (Proportion), '前年同期' (Same Period Last Year), '構成比' (Proportion), '前年比' (Year-over-Year), '当期予算' (Budget for Current Period), and '構成比' (Proportion). A pink arrow points from the top right towards this grid. A green callout bubble in the bottom right corner says 'クリックして任意の単位を選択します。1人当たりの変動損益計算書も確認可能です。' (Click to select any unit. You can also check the variable profit and loss statement per person.). The top right window is titled '最新業績開示' (Latest Performance Disclosure) and lists items like '43 部門別利益管理表' (Departmental Profit Management Table). The bottom right window is titled '生産性分析' (Productivity Analysis) and shows a dropdown menu for selecting units, with '1人当たり' (Per Person) selected.

会議資料用にグラフも豊富に確認可能です。

## M社社長の声

数字を細かく管理することで現状と問題点を把握することが出来、FX2を利用して幹部社員とよく話をするようになりました。社内でのコミュニケーションツールとして役立っています。

# ユーフェイス

はじめまして、内山綾香と申します。  
入社して早2ヵ月が経とうとしています。

所長をはじめ、スタッフの皆さんに優しくご指導していただき、毎日本本当に感謝しております。

常に笑顔を忘れず、一日でも早く業務に慣れ、お客様に対してご支援ができるよう、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

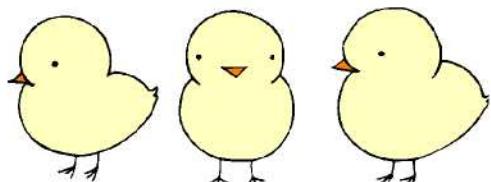


はじめまして、1月17日に入社いたしました、藤井茜です。

昨年4月まで県外にいたため、生まれ育った新潟にもどり、新潟の人があたたかさと冬の寒さの厳しさを再確認している日々です。

前職とは異なる職種ではありますが、スタッフの方々に毎日助けられながら、少しずつではありますが、成長していくたいと思っています。

この事務所を通してできた皆様との縁を大切に、お客様のお役に立てるようがんばっていきますので、よろしくお願ひいたします。



# これからのお研修

新潟原点の会

三条商工会議所

3月31日（火） 9:00 ~ 12:00



## あとがき

先日担当先のお客様の従業員向け勉強会の講師をさせていただきました。

通常業務終了後にもかかわらず、全従業員が参加してくださり、皆さんメモをとり、わからぬ言葉などは質問してくださり、更には、具体的にはどのような事ですか？とか、当社ではどのような事になるのだろうか？、それをするには当社にはこのような問題点があります。あるいは、お客様が〇〇さんのこと讃めてましたよ！。などなどあっと言う間に終了時間に。

今回も準備あるいは当日も私自身大変勉強させていただきました。今後も社長様方の夢の実現のために、私にできることをお手伝いさせていただきたいと改めた感じました。

宮本 隆夫

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



## 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべ

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp